

板橋区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号。以下「条例」という。）並びに東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）に基づき、区内に存在する事業用大規模建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量及び適正な処理を推進するために必要な事項を定め、以て、条例、規則の円滑な施行を図ることを目的とする。

(対象建築物の延床面積の算定基準)

第2条 規則第4条に規定する事業用途に供する部分の床面積とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。

2 鉄道の駅の床面積を算定するときは、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

(対象建築物の単位の基準)

第3条 規則第4条に規定する建築物は、次に掲げるものを除き棟を単位とする。

- (1) 学校、病院、工場等、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物は、一棟の建築物と見なす。
- (2) 大規模な市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合は、当該区域内にある複数の建築物を一棟の建築物と見なす。
- (3) 事業用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上の一棟の建築物で、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、各部分ごとの所有又は管理に係る床面積が1,000㎡に満たない場合でも、それぞれ、一棟の独立した建築物と見なす。

(対象建築物の所有者の範囲)

第4条 条例第19条の所有者とは、建築物に対し民法上の所有権を有する者とする。ただし、次の各号に掲げる者については、所有者と見なす。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上占有して使用している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(廃棄物管理責任者の役割)

第5条 廃棄物管理責任者は、次の事項を行うとともに、所有者及び占有者に対し、廃棄物の減量及び適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物及び廃棄物の発生量並びに処理状況の日常的な実態の把握
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生及び排出抑制の推進
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用及び資源化の推進
- (4) 建築物利用者に対する廃棄物の発生及び排出抑制、再利用及び資源化のための指導
- (5) 区及び所有者との連絡調整

(廃棄物管理責任者の選任)

第6条 廃棄物管理責任者の選任数は、第3条の建築物の単位の基準に基づき、各単位ごとに1名とする。

2 所有者は、建築物から生ずる廃棄物の減量及び適正処理の推進についての権限を有し、前条に定める役割を遂行できる者のうちから、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

(廃棄物管理責任者講習会の受講の義務)

第7条 所有者は、廃棄物管理責任者が第5条に規定する事項を遂行するにあたって必要な知識を付与させるため、廃棄物管理責任者講習会を次の期間内に受講させなければならない。

- (1) 新任の廃棄物管理責任者は、その選任をされた日から6か月以内
- (2) その他の廃棄物管理責任者は、3年ごと

(修了証の交付)

第8条 廃棄物管理責任者講習会受講修了者には、廃棄物管理責任者講習会修了証(別記第1号様式)を交付する。

(助言及び指導の実施)

第9条 区長は、所有者から廃棄物管理責任者選任届及び再利用計画書の提出があったときは、その職員をして、記載内容等を審査させ、必要な助言及び指導を行わせるものとする。

2 区長は、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要に応じ、条例第73条に基づき、その職員をして対象建築物に立ち入りさせ、助言及び指導を行わせるものとする。

(再利用対象物保管場所設置基準)

第10条 規則第7条第2号に規定する設置基準は、別に定める板橋区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準による。

(改善勧告及び改善報告)

第11条 条例20条に基づく改善勧告は、改善勧告書(別記第2号様式)により行う。

2 前項の改善勧告にかかる指摘事項を改善した所有者又は事業用大規模建築物の建設者は、書面等によりその旨の報告を行うものとする。

(公表に関する通知)

第12条 条例第21条第2項に規定する公表に関する通知は、公表に関する通知書(別記第3号様式)により行う。

(意見陳述等の機会の付与)

第13条 公表をされるべき者の意見陳述及び証拠提示の機会の付与については、次のとおり

とする。

(1) 意見陳述及び証拠提示は、口頭又は書面により行うものとする。

(2) 口頭による意見陳述を受ける職員は、その者の権利の行使を不当に損なうことのないよう対応に心がけなければならない。

(3) 口頭による意見の陳述を受ける職員は、その意見内容を的確に記録し、適切な管理に努めなければならない。

(収集及び運搬拒否並びに搬入禁止の通知)

第14条 条例第22条に基づき、収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設（以下「指定処理施設」という。）への搬入を禁止するときの通知は、収集及び運搬拒否並びに搬入禁止通知書（別記第4号様式）により行う。

2 前項により、指定処理施設への搬入を禁止したときは、当該指定処理施設の管理者に対し、その旨の通知を指定処理施設への搬入禁止通知書（別記第5号様式）により行う。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、東京都事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（以下「都要綱」という。）により、東京都知事がした指導その他の行為（以下この項において「指導等の行為」という。）又はこの要綱の施行の際現に東京都知事に対して行っている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした指導等の行為又は区長に対して行った届出等の行為とみなす。

3 この要綱の施行前に都要綱の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この要綱の相当規定を適用する。

(残存用紙に関する経過措置)

4 この要綱の施行前に都要綱により作成された様式の用紙で、現に残存するものについて区長が認めるものは、なお当分の間、所要の修正を加えたうえで使用することができる。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別 記
第1号様式

廃棄物管理責任者講習会修了証

住所 _____

氏名 _____

あなたは、「板橋区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」第7条に規定する廃棄物管理責任者講習会に参加し、所定の課程を修了したことを証します。

年 月 日

板 橋 区 長

印

年 月 日

改 善 勧 告 書

建築物の名称 _____

建築物の所在地 _____

建築物の所有者 _____ 様

板 橋 区 長 印

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例第20条の規定に基づき、あなたが所有する上記建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正処理について、下記のとおり改善するよう勧告します。

なお、履行期限までに改善されない場合は、同条例第21条の規定に基づき、建築物の名称、所在地、所有者の氏名及びその他必要な事項を公表することがあります。

記

1 勧告事由 _____

2 改善を要する事項 _____

3 履行期限 _____ 年 月 日 _____

公表に関する通知書

建築物の名称 _____

建築物の所在地 _____

建築物の所有者 _____ 様

板橋区長 印

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例第20条の規定に基づき、年 月 日付 第 号により勧告した事項について、履行期限までに改善されなかったため、同条例第21条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表するので通知します。

この措置については、年 月 日までに、板橋区長に対し、意見を述べ、証拠を提示することができます。

なお、公表後において、依然、改善されないときは、同条例第22条の規定に基づき、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物について、収集及び運搬を拒否するとともに区長の指定する処理施設への搬入を禁止することがあります。

記

1 建築物の名称 _____

2 建築物の所在地 _____

3 建築物の所有者 _____

4 公表の理由 _____

年 月 日

様

板橋区長 印

収集及び運搬拒否並びに搬入禁止通知書

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例第22条の規定に基づき、あなたが所有する下記の建築物から排出される事業系一般廃棄物について、収集及び運搬を拒否するとともに区長の指定する処理施設への搬入を禁止します。

この措置については、年 月 日までに、板橋区長に対し、意見を述べ、証拠を提示することができます。

記

1 建築物の名称 _____

2 建築物の所在地 _____

3 拒否する理由 _____

4 拒否する期間 年 月 日から
年 月 日まで

平成 年 月 日

様

板橋区長 印

指定処理施設への搬入禁止通知書

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例第22条の規定に基づき、下記の建築物から排出される事業系一般廃棄物について、区長の指定する処理施設への搬入を禁止したので、通知します。なお、当該事業系一般廃棄物の搬入禁止の取り扱いにつきましては、よろしくお取り計らい願います。

記

1 建築物の名称 _____

2 建築物の所在地 _____

3 建築物の所有者 _____

4 拒否する理由 _____

5 拒否する期間 年 月 日から
年 月 日まで